

令和7年度の申請受付は終了しました

令和7年度版

東京圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）から
移住された方へ

五泉市へ移住！

移住支援金

を交付します！

世帯100万円

単身60万円



東京23区在住者・
23区への通勤者

18歳未満の世帯員も帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき、100万円を加算します。

対象要件 ※他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【移住に関する要件】

次の全てに該当し、五泉市に移住後1年以内であること

- ・転入届の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと
- ・転入届の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと

【就業に関する要件】

- ・新潟県の移住支援マッチングサイト「新潟企業情報ナビ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、採用され就業したこと

新潟企業情報ナビはこちら →

新潟企業情報ナビ

検索



<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>

- 予算に限りがありますので、要件を満たす方は早めにご相談ください。
- 一定の理由（1年以内の退職、5年以内の転出など）に該当した場合は、支援金を返還いただく場合があります。
- 起業、テレワーク及び五泉応援団会員の場合も対象要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

- ・東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県
- ・条件不利地域とは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別支援法」、「山村振興法」、「離島振興法」、「半島振興法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）
 - 条件不利地域の市町村名は、内閣官房・内閣府Webサイト「地方創生」の「移住支援金」ページよりご確認ください。

【申請期限：令和8年2月6日（金）】

移住支援金の他にも住宅取得費の補助（最大150万円）などもあります。詳しくはお問い合わせください。

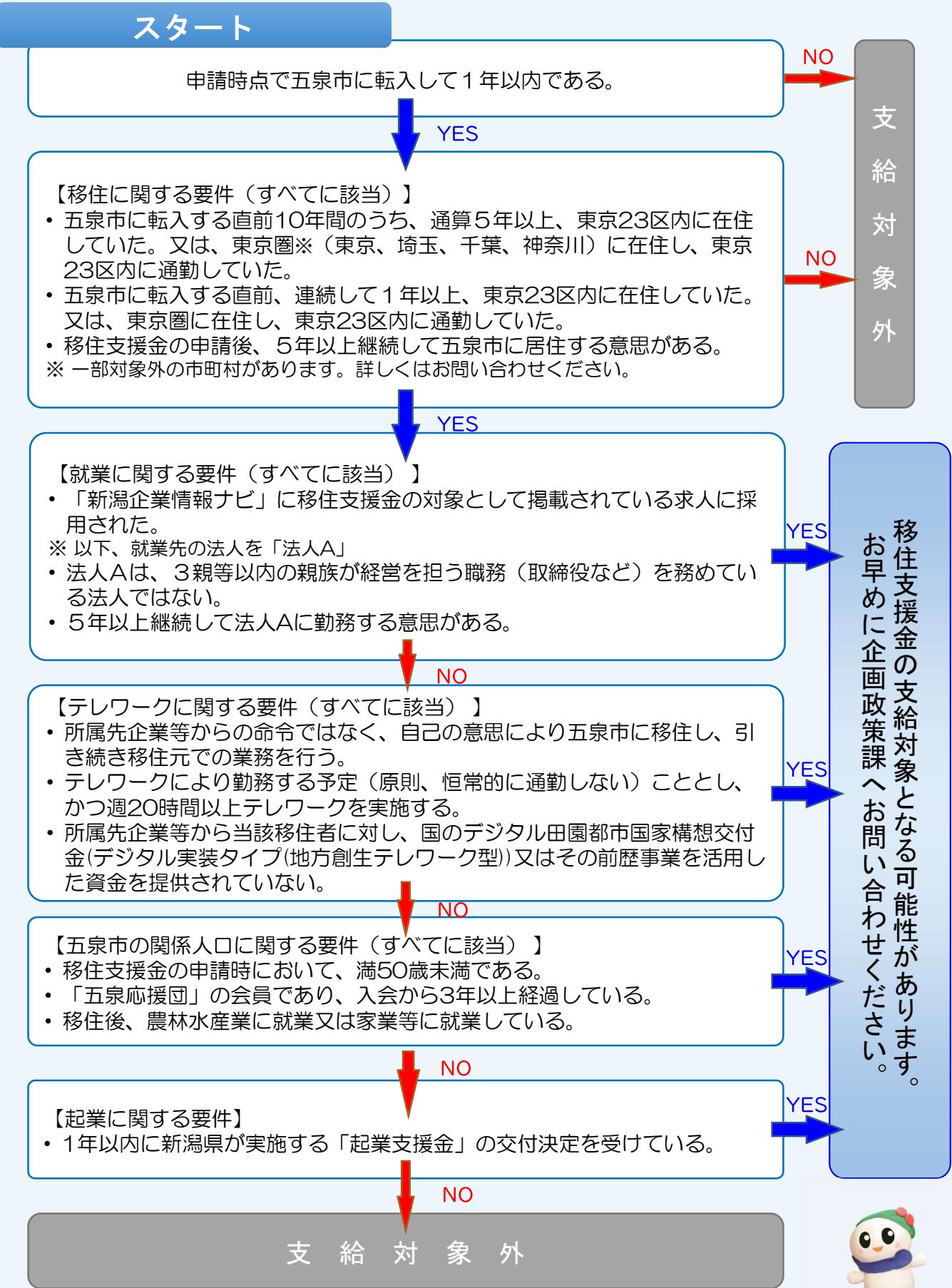
《お問い合わせ先》五泉市役所 企画政策課 企画政策係

TEL0250-43-3911（代表） E-mail : kikaku@city.gosen.lg.jp

◆新潟企業情報ナビについては、新潟県産業労働部 しごと定住促進課へお問い合わせください。

TEL025-280-5635 E-mail : ngt050050@pref.niigata.lg.jp

＜移住支援金要件確認フローチャート＞



- ✓ このチャートは支給要件を簡易的に確認するものであり、支給対象となることを保証するものではありません。
詳しい要件についてはお早めに企画政策課へお問い合わせください。



五泉市マスコット
キャラクター
いづみちゃん